

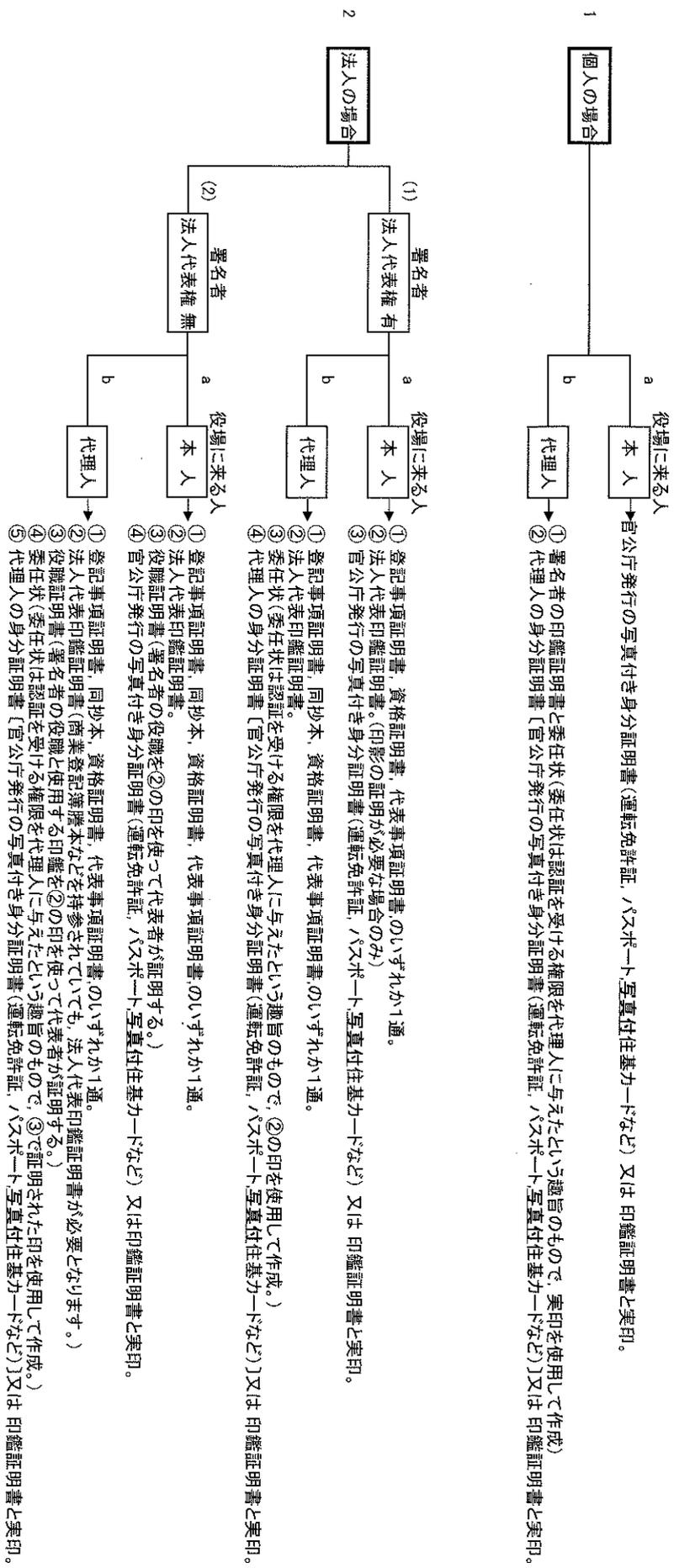
震ケ関公証役場で認証を受ける際に必要な書類について

電話 03-3502-0745
Fax 03-3502-3840

◎震ケ関公証役場で認証を受ける際には、以下の書類が必要とされていますので、お間違えのないようお願いいたします。

* 官公庁発行の証明資料の有効期限は発行日から3ヶ月間です。

* 尚、震ケ関公証役場以外で認証を受ける際には、認証を受ける役場へ必要書類について予めお問い合わせ下さい。



上記書類は、その都度必ずご持参いただくようお願いいたします。

* 公証人施行規則第25条2項の一部改正 (平成17年4月1日施行)に伴い、今後、本人確認書類の印鑑証明書・役職証明書などは、すべて原本を当役場にて保存することになりました。
原本還付ご希望の際は、写しをご持参のうえお申し出ください。